

令和 8 年 度

八 尾 市

公 共 用 水 域 の 水 質 測 定 計 画

八 尾 市

令和8年度八尾市公共用水域の水質測定実施日程

日 程
令和8年5月12日(火)
令和8年7月1日(水)
令和8年8月4日(火)
令和8年11月5日(木)
令和9年1月7日(木)
令和9年2月2日(火)

*日程については、大阪府の令和8年度水質測定計画に準ずる。

令和8年度八尾市公共用水域の水質測定計画

(目 的)

1. この測定計画は、水質汚濁防止法第15条の規定により、八尾市内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(測定点及び測定回数)

2. 測定地点及び測定回数は、原則として別表－1、別図－1のとおりとする。
8河川 9地点（準基準点 5地点、その他の地点 4地点）

(測定計画期間)

3. 測定計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(測定項目)

4. 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

（ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）

(2) 生活環境項目

水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量
浮遊物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

(3) 特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、陰イオン界面活性剤、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん

(4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA

(5) その他の項目

気温、水温、色相、臭気、透視度、流量

(試料の採取等)

5. 試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

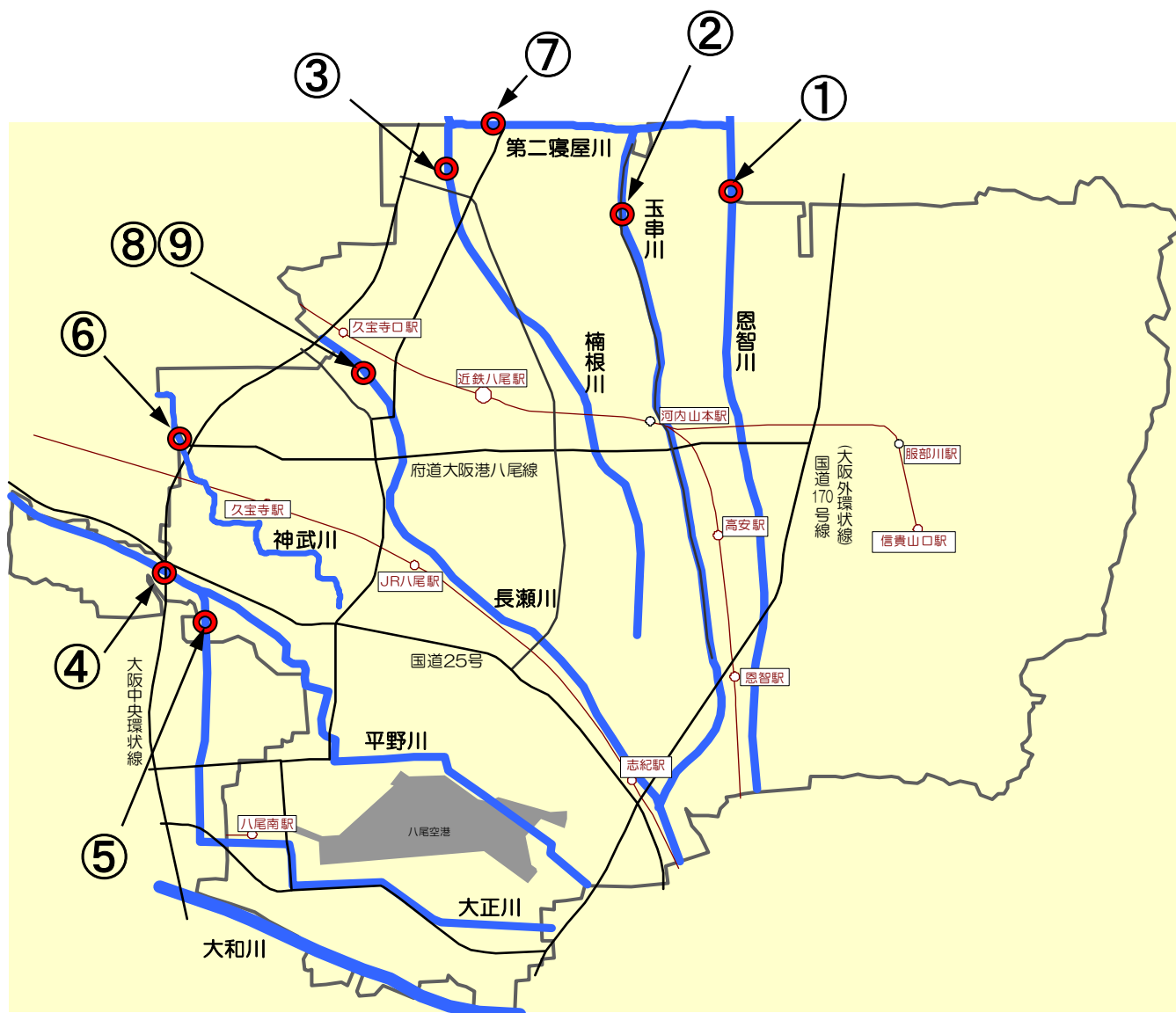
- (1) 試料の採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量の如何に関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（低水量以上の流量がある時）にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施する。
- (3) 試料採取は流心で行い、6時間間隔で2回採取し、混合試料とする。ただし、水素イオン濃度及び4.(5)のその他の項目については、個々の試料について測定する。また、以下のものについては、原則として午後3時に最も近い採水時のものを測定する。
 - ・溶存酸素量、全亜鉛
 - ・健康項目（硝酸性窒素および亜硝酸性窒素を除く）
 - ・特殊項目（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん及び陰イオン界面活性剤を除く）
 - ・要監視項目
- (4) 以上の他は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

(測定方法等)

6. 測定方法及び報告下限値等は、原則として別表－2のとおりとする。なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

(その他)

7. その他本計画に記載のない事項等については、大阪府及び測定機関等の関係機関と協議の上、定める。



別図－1 令和8年度八尾市公共用水域の水質測定地点

別表-2 測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
健康項目	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3	0.003 以下	0.0003
		JIS K 0102-3 14.4		
		JIS K 0102-3 14.5		
	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.4	検出されないこと	0.1
		JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.5		
		JIS K 0102-2 9.3.2又は9.3.3の蒸留操作及び9.6		
		昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「告示付表」という)1(蒸留操作は装置にて行う)		
	鉛	JIS K 0102-3 13.2	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102-3 13.3		
		JIS K 0102-3 13.4		
		JIS K 0102-3 13.5		
	六価クロム ^(※1)	JIS K 0102-3 24.3.1	0.02 以下	0.01
		JIS K 0102-3 24.3.2		
		JIS K 0102-3 24.3.4		
		JIS K 0102-3 24.3.5		
	砒素	JIS K 0102-3 20.3	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102-3 20.4		
		JIS K 0102-3 20.5		
	総水銀	告示付表2	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3	検出されないこと	0.0005
	PCB	告示付表4	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	0.02 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1	0.004 以下	0.0004
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.3.2		
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	0.1 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	1 以下	0.0005
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
	チウラム	告示付表5	0.006 以下	0.0006
	シマジン	告示付表6の第1	0.003 以下	0.0003
		告示付表6の第2		
	チオベンカルブ	同上	0.02 以下	0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1	0.01 以下	0.001
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	セレン	JIS K 0102-3 26.2	0.01 以下	0.002
		JIS K 0102-3 26.3		
		JIS K 0102-3 26.4		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄参照	10 以下	0.08
	ふっ素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3	0.8 以下	0.08
		JIS K 0102-2 5.2及び5.4 ^(※2)		
		JIS K 0102-2 5.2 ^(※3) 及び5.5		
	ほう素	JIS K 0102-3 5.2	1 以下	0.02
		JIS K 0102-3 5.5		
		JIS K 0102-3 5.6		
	1,4-ジオキサン	告示付表8の第1	0.05 以下	0.005
		告示付表8の第2		
		告示付表8の第3		

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102-1 12	別表3	—
	溶存酸素量	JIS K 0102-1 21.2	別表3	0.5
		JIS K 0102-1 21.3		
		JIS K 0102-1 21.4		
		JIS K 0102-1 21.5		
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 18	別表3	0.5
	化学的酸素要求量	JIS K 0102-1 17.2	—	0.5
	浮遊物質	告示付表8	別表3	1
	全窒素	JIS K 0102-2 17.3	—	0.05
		JIS K 0102-2 17.4		
		JIS K 0102-2 17.5(17.5.3.2を除く)		
	全りん	JIS K 0102-2 18.4(18.4.14のb)を除く。	—	0.003
	全亜鉛	JIS K 0102-3 12.2	別表3	0.001
		JIS K 0102-3 12.3		
		JIS K 0102-3 12.4		
		JIS K 0102-3 12.5		
	ノニルフェノール	告示付表9	別表3	0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	JIS K 0102-4 6.2.5	別表3	0.0006

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.5	0.5
	フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3(蒸留操作は5.2.2.3に規定する方法を除く。) JIS K 0102-4 5.2.4(試験操作はK 0170-5のうち、6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。)	0.005
	銅	JIS K 0102-3 11.3	0.005
		JIS K 0102-3 11.4	
		JIS K 0102-3 11.5	
		JIS K 0102-3 11.6	
	溶解性鉄	JIS K 0102-3 16.3	0.08
		JIS K 0102-3 16.4	
		JIS K 0102-3 16.5	
		令和7年3月31日付け環境省告示第36号付表2	
	溶解性マンガン	JIS K 0102-3 15.2	0.01
		JIS K 0102-3 15.3	
		JIS K 0102-3 15.4	
		JIS K 0102-3 15.5	
	全クロム	JIS K 0102-3 24.2.1	0.03
		JIS K 0102-3 24.2.3	
		JIS K 0102-3 24.2.4	
		JIS K 0102-3 24.2.5	
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102-4 6.2.1	0.01
		JIS K 0102-4 6.2.2	
		JIS K 0102-4 6.2.3	
		JIS K 0102-4 6.2.4	
	硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3	0.04
		JIS K 0102-2 15.4	
		JIS K 0102-2 15.6	
		JIS K 0102-2 15.7	
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 14.2	0.04
		JIS K 0102-2 14.3	
		JIS K 0102-2 14.4	
	アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.4	0.04
		JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.6	
	りん酸性りん	JIS K 0102-2 13.7	0.003
		JIS K 0102-2 18.2.1	
		JIS K 0102-2 18.2.2	
		JIS K 0102-2 18.2.3	

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
要監視項目	クロホルム	JIS K 0125 5.1	0.06	0.006
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.06	0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.2	0.03
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」という)1の第1	0.008	0.0008
		通知付表1の第2		
	ダイアジノン	同上	0.005	0.0005
	フェントロチオン	同上	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.04	0.004
	オキシ銅	通知付表2	0.04	0.004
	クロタロニル	通知付表1の第1	0.05	0.004
		通知付表1の第2		
	プロピザミド	同上	0.008	0.0008
	EPN	同上	0.006	0.0006
	ジクロルボス	同上	0.008	0.0008
	フェノプカルブ	同上	0.03	0.002
	イプロベンホス	同上	0.008	0.0008
	クロルニトロフェン	同上	—	0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1	0.6	0.06
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	キシレン	同上	0.4	0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1	0.06	0.006
		通知付表3の第2		
	ニッケル	JIS K 0102-3 18.4	—	0.001
		JIS K 0102-3 18.5		
		JIS K 0102-3 4.5.3		
	モリブデン	JIS K 0102-3 27.2	0.07	0.007
		JIS K 0102-3 27.3		
		JIS K 0102-3 4.5.3		
	アンチモン	JIS K 0102-3 21.2	0.02	0.0002
		JIS K 0102-3 21.3		
		JIS K 0102-3 21.4		
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日付け環境省通知付表(以下「省通知付表」という。)1	0.002	0.0002
	エピクロヒドリン	省通知付表2	0.0004	0.00003
	全マンガン	JIS K 0102-3 15.2	0.2	0.02
		JIS K 0102-3 15.3		
		JIS K 0102-3 15.4		
		JIS K 0102-3 15.5		
	ウラン	JIS K 0102-3 30.2	0.002	0.0002
		JIS K 0102-3 30.3		
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS及びPF6OA) ^(※4)	令和2年5月28日付け環境省通知付表1	0.00005	
	PFOS			0.0000003
	PFOS(直鎖体)			—
	PF6OA			—
	PF6OA(直鎖体)			

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
その他の項目	気温	JIS K 0102-1 6.2	—
	水温	JIS K 0102-1 6.3	—
	色相	JIS K 0102-1 7	—
	臭気	JIS K 0102-1 11.2	—
	透視度	JIS K 0102-1 8	—
	流量	昭和46年9月30日環水管第30号	—
		(水管調査方法)	

(注1) 桁数については有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(注2) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(注3) 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたとJIS K 0102-2 14:により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたとの和を求めた後に、上記(注2)及び(注3)の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(※1) 六価クロムの測定方法において、次の1から3に掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

1:24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限り、)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。

(※2) 妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものをを用い、JIS K 0170-6の図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

(※3) JIS K 0102-2 5.2(注(6) 第三文を除く。)に定める方法

(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)

(※4) PFOS及びPF6OAについて、報告下限値の設定は合算値のみであるが、測定結果については直鎖体も含めて個別に報告すること。

別表3

環境基準値及び評価方法

〔昭和46年12月28日環告第59号
平成13年 5月31日環水企第92号〕

生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (S S)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。